

**長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する
総合的な評価、技術的な評価等を実施する者の公募についての告示**

平成31年2月8日
国土交通省住宅局長 石田 優

次のとおり、長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する総合的な評価、技術的な評価等を実施する者の公募について公示します。

※本公募は、平成31年度予算によるものであり、平成31年度予算成立が事業実施の条件となります。

※本公募は、長期優良住宅化リフォーム推進事業によるリフォーム工事の提案の公募ではありません。国土交通省が採択した長期優良住宅化リフォーム推進事業の採択事業の選定にあたり必要となる総合的な評価及び技術的な評価等を実施する者の公募です。

1. 事業概要

(1) 事業名

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する総合的な評価、技術的な評価等を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、長期優良住宅化リフォーム推進事業の選定にあたり必要となる総合的な評価を行う者及び技術的な評価等を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、長期優良住宅化リフォーム推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

- ①長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する総合的な評価を行う事業
 - 提案内容の評価、分析、学識経験者等で構成する評価委員会の運営 等
- ②長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的な評価等を行う事業
 - 提案された事業に係る住宅の性能に関する評価
 - 提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
 - 提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者に対する相談業務
 - 事業の効果等に関する調査業務 等

(4) 事業期間

平成31年度

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての要件を満たすことのできる者とする。

(1) 技術能力に関する要件

①長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する総合的な評価を行う事業

○長期優良住宅化リフォーム推進事業に関して、住宅に係る性能（耐震性、劣化対策、維持管理・更新の容易性、省エネルギー性等）に関する高度で専門的な知識を有する者がいること。

○多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること。

○上記に関する先導的な技術開発、技術評価、研究等を実施する組織体系であること。

②長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的な評価等を行う事業

○住宅の性能及び性能向上に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制であり、住宅の性能及び性能向上に係る評価に関する実績を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

○業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

○業務によって得た情報により、新たな営利を得るものではないこと。

(3) 守秘性に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

※ 総合的な評価を行う事業の補助対象事業者の選定にあたっては、国立研究開発法人建築研究所を含め、最も適切な者を特定することとしている。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：馬場

電話 03-5253-8111(内線39-431)

電子メール baba-y2xk@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成31年2月8日（金）から平成31年2月25日（月）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成31年2月25日（月）18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参、郵送または電子メールにて提出すること。
- ④その他

- ・持参、郵送の場合は、3部提出すること。
- ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
- ・電子メールの場合は、着信を確認すること。
- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」（これ以外での提出は無効）

- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。